

※ レセプトの記載について

- * 公害医療手帳の番号、氏名、性別、生年、認定疾病名、診療開始日、診療実日数、医療機関名及び所在地を必ず記載すること。
(負担者番号はありません)
- * 診療実日数の欄については、認定疾病の治療を行った日数のみを記載すること。
- * 点数記載欄については、薬剤料・フィルム代等単価の存在するもの及び公害特掲診療費については1点10円欄に記載し、それ以外は入院の場合1点12円欄に、外来の場合は1点15円欄に記載すること。
- * それぞれの点数欄を縦に合計し(①②)、それぞれの合計点数に単価(1点当たりの金額)を乗じたもの(③④)を更に合計(⑤)すること。

<初診料>

- * 初診料を算定した場合に、時間外加算・休日加算・深夜加算に該当するときは、「時間外・休日・深夜」の該当する文字を○印で囲むとともに所定点数を記載し、紹介型病院加算等を算定した場合は、その旨を摘要欄に記載し、当該加算を加えた合計点数を本項に記載すること。

<再診料>

- * 「再診」の項にその回数及び点数を記載するとともに外来管理加算・時間外加算・休日加算又は深夜加算を算定した場合は、それぞれの回数及び当該加算を加えた合計点数を該当する項に記載すること。また、同一日に2回以上の再診を算定した場合又は電話による再診を算定した場合は、その旨を摘要欄に記載すること。
- * 総合病院において他の診療科で初診料・再診料を算定した場合は、算定した診療科及び算定した日を摘要欄に記載すること。
- * 「明細書発行体制等加算」、「時間外対応加算」を算定した場合は、摘要欄に記載すること。

<13 指導>

- * 「公害相談」の項には、公害疾患相談料を算定した場合にその回数及び点数を記載すること。

- * 公害外来療養指導料については P.4 を参照してください。
- * ネブライザー加算を算定した場合は、公害外来療養指導欄に合算し、摘要欄に内訳を記載すること。
- * 特定薬剤治療管理料はテオフィリン製剤等（ネオフィリンを含む）を投与している患者について、血中のテオフィリンの濃度を測定し、その測定結果に基づいて個々の投与量を精密に管理した場合は算定できる。ただし、初回算定月から4ヶ月を経過した場合は100分の50に相当する点数で算定する。
- * 小児特定疾患カウンセリング料は、小児科を標榜する公害医療機関で、小児科を担当する医師が、12歳未満のぜん息の患者であって入院中以外のものに対して、療養上必要なカウンセリングを行った場合に算定する。なお、小児特定疾患カウンセリング料の対象となる疾患は「気管支ぜん息」のみである。
- * 公害外来療養指導料は、同一月に2以上の指示又は指導を行った場合においても、1回として算定する。
- * 「その他」には、在宅患者訪問看護指導料、在宅酸素療法指導管理料等を算定した場合に、その回数及び点数を記載し、その内訳として算定した項目名並びにそれぞれの回数及び点数を摘要欄に記載すること。

< 1 4 在宅 >

- * 在宅酸素療法の算定に当たっては、動脈血酸素分圧の測定を月1回程度実施し、その結果について公害診療報酬明細書に記載すること。この場合、適応患者の判定に経皮的動脈血酸素飽和度測定器による酸素飽和度を用いることができる。ただし、経皮的動脈血酸素飽和度測定器及び D223 経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は所定点数に含まれており別に算定できない。

なお、算定の対象となるのは高度慢性呼吸不全例のうち、在宅酸素療法導入時に動脈血酸素分圧 55 mmHg 以下の者及び動脈血酸素分圧 60 mmHg 以下で睡眠時又は運動負荷時に著しい低酸素血症を来たすものであって、医師が在宅酸素療法を必要であると認めたものである。この場合、適応患者の判定に経皮的動脈血酸素飽和度測定器による酸素飽和度を用いることができる。ただし、経皮的動脈血酸素飽和度測定器及び D223 経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は所定点数に含まれており別に算定できない。

- * 在宅患者訪問診療料、在宅患者訪問看護・指導料は、原則として特級及び1級の被認定者のうち、居宅で療養を行っており、認定疾病のために通院が困難なものであり、在宅酸素療法指導管理料が算定されている者等について算定できるものとする。

< 20 投薬 >

- * 調剤料を算定する場合は、「調剤」の項に調剤した日数（外来においては回数）及び点数を記載すること。
- * 院内製剤加算を算定した場合は「調基」の項に（院）と表示して当該加算を加算した合計点数を本項に記載すること。
- * 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料又は毒薬を処方・調剤した場合は、「麻毒」の項にその日数及び点数を記載すること。
- * 入院患者に対し、退院時に投薬を行った場合は、「退院時 日分投薬」と摘要欄に記載すること。

< 30 注射 >

- * 皮下筋肉内注射又は静脈注射を行った場合は、「31皮下筋肉内」及び「32静脈内」の項に、その他の注射を行った場合は、「33その他」の項に、注射の種類を記載して、それぞれの回数及び点数を記載すること。
- * 薬剤・特定保険医療材料については、「34薬剤」の項にそれぞれ回数及び点数を記載し、その内訳については、摘要欄に所要単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載すること。
- * 当該注射に係る薬剤料を算定する場合は、「34薬剤」の項及び適用欄に記載すること。

< 40 処置 >

- * 超音波ネブライザー
酸素療法を併せて行った場合は、超音波ネブライザーの所定点数に酸素吸入の所定点数を合わせて算定できる。

* 酸素吸入

使用した精製水の費用は、所定点数に含まれるものとする。

I P P B 又は人工呼吸と同時に行った酸素吸入の費用は、それぞれ I P P B 又は人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。

在宅酸素療法指導管理料を算定している患者について、在宅訪問診察料を算定する日に併せて行った酸素吸入の費用は算定しない。

* I P P B（間歇的陽圧吸入法）

I P P B と同時に行う喀痰吸引、酸素吸入又は酸素テントは所定点数に含まれるものとする。在宅酸素療法指導管理料を算定している患者について、在宅訪問診察料を算定する日に合わせて行った I P P B の費用は算定しない。

* ネブライザー

入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。

< 70 画像診断 >

* 画像診断の回数及び点数を記載し、その内訳として画像診断の種類並びにそれぞれ回数及び点数を摘要欄に記載すること。なお、写真診断に係る場合は、写真の部位も記載すること。

* 「フィルム」等には画像診断に使用したフィルム、造影剤等の点数を記載し、その内訳として、使用したフィルムの種類・枚数及び大きさ並びに造影剤名・使用量等を摘要欄に記載すること。

< 80 その他 >

入院

* 入院患者について、理学療法科・特定薬剤指導管理料・開放型病院協同指導料（Ⅱ）・診療情報提供料C等を算定した場合及び入院中の患者に対し、退院の日に在宅療養指導管理料を算定した場合にその回数及び点数を記しすること。

入院外

* 「処方せん」欄には、処方せん料を算定した回数及び点数を記載すること。

* 「(80) その他」欄には、理学療法料を算定した場合にその点数を（1点15円）の枠に記載し、その内訳として、算定した項目名並びにそれぞれの回数及び点数を摘要欄に記載すること。また、理学療法等に使用した薬剤等については、その点数を（1点10円）の枠に記載すること。

< 90 入院 >

- * 「入院年月日」には、当該病院に入院した年月日を記載する。なお、同一月に入退院繰り返した場合は、それらの入退院日を摘要欄に記載すること。

- * 「入院時医学管理料」の項は、入院期間に応じた点数・日数及びそれぞれの合計点数を上段より順に記載すること。
入院時医学管理料を算定する場合、起算日としての入院の日とは、入院患者の保険種別の如何を問わず当該病院に入院した日のことをいうこと。

- * 認定疾病の治療分については、患者自己負担分も含めた全額（10割）が公費となるが、以下の点に注意すること。
 - 1 認定疾病以外の疾病がある場合、入院を要した原因を明らかに認定疾病にあると判断できる場合以外は、入院料・食事療養費は公害で算定できないこと。
 - 2 診療内容が検査のみで、具体的な治療がなされていない場合は、入院料・食事療養費ともに算定できないこと。
 - 3 点滴のために一時的ベッドを使用する等、具体的な入院サービスが行われていない場合は入院料・食事療養費ともに算定できないこと。
 - 4 教育的入院（患者への指導のみを目的とする入院）については、入院料・食事療養費ともに算定できないこと。

なお、上記のケースにあたると思われる場合は、公害健康被害診療報酬審査会の判断に基づき入院料・食事療養費等の査定減を行う場合がある。

- * 「公害入院療養指導料」の項は、入院患者に対して指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養・安静・運動・日常生活その他在宅療養上必要な指導を行った場合に、その所定点数を算定すること。

- * 「公害入院療養指導料」の点数が月の途中で変わった場合は「公害入院療養指導料」の項に日数及び合計欄を記載し変更の前後に分けた1日あたりの所定点数及び日数を摘要欄に記載すること。

- * 「その他」の項には、救命医療管理加算、救急救命入院料、特定集中治療室管理料等を算定した場合にその点数を（1点12円）の枠に記載し、算定した項目名・事由・算定日数・点数等を摘要欄に記載すること。